

# 兵高教組 2024年1月9日 調査情報 19号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL：078-341-6745 FAX：078-351-3185  
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com  
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

## 今年度末の人事異動等について ていねいに行うように申し入れ 2校目9年以上の人の異動、再び「3年間で計画的に」「教職員課主導で」 無理やりではなく、「校長からの打診」 など丁寧におこなうことを確認

年度末の人事異動に関して、県教委は2校目9年以上の人の異動について教職員課主導での運用を再びおこなっています。「採用が増えた時期で、そのあたりの年代が多い」ことを理由としていて、しばらく続くだろうという見通しを示しています。

このことを含めて、高教組は今年度末の人事異動等について県教委との間でいくつかの確認を行いました。高教組と県教委は、「ていねいな人事をすすめる」ということで合意しています。機械的な「計画交流」はあってはなりません。高教組は、安心して教育活動を進められるような人事異動を求めてとりくんでいます。

### 「校長から打診をする」など、丁寧に

県教委は、2校目9年以上の異動に関しては次のように説明しています。

- ◆運用上、2校目9年以上は教職員課主導で異動。絶対に全員を動かすというわけではない。
- ◆今年度末からの3年間(3回)で計画的に。その3年間に計画交流の対象となった場合が該当。
- ◆丁寧にするには変わらない。校長からの意見具申はある。

また、他の「計画交流」も含めて、

- ◆3校目以降は、今までどおり(の計画交流)。
- ◆校長から本人に打診をする。

という説明とあわせて、無理やり異動させるわけではないことや対象者全員を絶対に異動させるわけではないこと、これまでの計画交流と変わらないことなどを確認しています。

### 「勤務に関する調書」の「希望地域」の拡大について

「勤務に関する調書」の「希望地域」について、いくつかの「地域」の範囲が拡大されています。例えば「神戸地域」は、「神戸市、(今年度から三田市、淡路市も異動対象地域とします)」とするなど、他にも4つの「地域」に隣接の1～2市を加えています。記入要領には書かれていますが、何ら説明をしていない校長もいます。

県教委は「希望地域以外で自宅に近いところもあるから」「(通勤時間)90分以内を目安にする」「選択肢を増やすことで長期勤務者の解消が進む」などと説明していますが、自宅からの距離がより遠いところが「希望地域」に含まれることにもなります。隣接の市を含めてもよいかどうかを選べるようにしてはどうかとの提案には、「そうすると誰も選ばないのが現状」とのことでした。

### 再任用短時間勤務の任用について

人事異動とは別に、再任用短時間勤務の任用についても要請しました。「週3日」以外の新たな区分が設けられて、短時間勤務同士の「マッチング」での任用が原則とされていますが、職場からは、校長からの説明が不十分

分だという声も聞きます。県教委は「『自校は難しそう』『どの辺りの他校』などの状況・情報を共有しながら進める」としています。校長から何も言っていないようならば、自分から聞きに行きましょう。

### 校長には、意見具申などの権限・責任がある

校長には、本人の事情・希望をよく聞くこと、県教委に意見具申することなどの権限・責任があります。「県がすることだから、どうにもできない」ということはありません。すべてを県教委に任せるのではなく、校長には現場の長としての責任を果たしてもらわなければなりません。もちろんこれは、「初任4～6年」の異動も含む全ての人事異動について言えることです。

### 教職員が意欲をもって教育活動にとりくめるように

県教委は、人事異動方針において「教職員が働きがいのある職場づくりを進める」「職員の能力を最大限発揮できるように、適材を適所に…」としています。

全ての人事異動は、教職員が意欲をもって教育活動にとりくめるように、本人の事情・希望を汲んで、納得できるようなものにすることが大切です。

校長には、曖昧な返事はせず、自分の事情・希望をしっかりと伝え、よく話をしましょう。今年度は校長間人事の終了が早くなっています(1月半ば)。異動希望は取り下げることでも可能です。

県教委が言うことと違う説明がされている場合などは、訂正を求めるとともに、高教組にご相談ください。

### 「計画交流」に対して

1977年度末から強行されている「計画交流」人事(強制人事異動)は、機械的で不誠実な人事異動によって、学校の教育計画を混乱させ、ゆきとどいた教育活動を行う上で大きな支障となってきました。

人事異動は、やり方次第で県立学校の教育力を低下させ、多くの教職員の意欲的な教育活動を妨害することに繋がります。高教組は、強制人事異動方針の撤回と新たな人事異動方針についての協議を求めています。

**異動希望は取り下げることができます。希望・事情を校長にきちんと伝え、状況をよく聞き取って、ていねいな人事をさせましょう。**